

議案第90号

かごしま地域未来基金条例制定の件

かごしま地域未来基金条例を次のように制定する。

令和8年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま地域未来基金条例

(設置)

第1条 地方交付税で措置される財源により、産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上及び販路開拓の推進等の本県の魅力ある地域資源を生かした産業の振興に資する施策の推進を図るため、かごしま地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方交付税で措置される財源により、産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上及び販路開拓の推進等の本県の魅力ある地域資源を生かした産業の振興に資する施策の推進を図ることを目的として、かごしま地域未来基金を設置するため、この条例を制定しようとするものである。